

「KYOTO 地球環境の殿堂」表彰式・京都環境文化学術フォーラム
開催等運營業務に係る企画提案募集要項

第1 業務実施概要について

1 業務の名称及び数量

「KYOTO 地球環境の殿堂」表彰式・京都環境文化学術フォーラム開催等運營業務 一式

2 業務の目的・内容

京都議定書誕生の地 京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をなされた方々を「KYOTO 地球環境の殿堂」として顕彰するとともに、その功績をたたえ、京都から世界に向けて地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組の推進に資する。

また、地球環境問題の解決を目指し、世界各地の自然と文化を基軸とした新しい発展のあり方をテーマとして「京都環境文化学術フォーラム」を開催し、京都から、生活の質を高めながら自然と共生する持続可能な社会を形成する新たな価値観や経済・社会の仕組みを国内外に向けて発信する。

3 見積限度額

7, 280, 000 円 (税込)

4 委託業務期間

契約日から令和5年1月31日(火)まで

※うち、イベント開催日は令和4年11月14日(月)

5 納入場所

「KYOTO 地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局(以下、「事務局」という。)

(京都府府民環境部脱炭素社会推進課内)

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町(京都府庁2号館2階)

第2 参加資格等

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都府の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること。
- (3) 京都府における地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

第3 企画提案書の提出等

1 仕様書

「KYOTO 地球環境の殿堂」表彰式・京都環境文化学術フォーラム開催等運營業務委託仕様書のとおり。

2 説明会の開催

(1) 開催日時

令和4年7月13日（水）午後2時～午後4時

(2) 場所

オンライン（Zoom）

(3) 申込方法

電子メール

(4) 申込先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局（京都府府民環境部脱炭素社会推進課内・datsutanso@pref.kyoto.lg.jp）

(5) 申込期限

令和4年7月12日（火）午後5時

(6) 申込時留意事項

ア 件名は「表彰式・フォーラム開催業務に関する説明会申込」とすること。

イ 参加者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

3 提案書作成に関する質疑応答

(1) 質問受付期間

令和4年7月13日（水）～18日（月）

(2) 質問方法

電子メール

(3) 質問先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局（京都府府民環境部脱炭素社会推進課内・datsutanso@pref.kyoto.lg.jp）

(4) 質問時留意事項

ア 件名は「表彰式・フォーラム開催業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す標題を各質問の冒頭に記載すること。

エ 選定方法に関する質問は受け付けない。

(5) 回答日時

令和4年7月19日(火)を期限として随時回答

(6) 回答方法

ホームページにて質問及び回答を公表

4 提案書の提出日、提出先、提出書類

(1) 提出期限

令和4年7月27日(水)

(2) 提出先

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局(京都府府民環境部脱炭素社会推進課内)

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(京都府庁2号館2階)

(3) 提出方法

次のいずれかの方法による。

ア 郵送(必着)

イ 持参(平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。))

(4) 提出書類

「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式・京都環境文化学術フォーラム開催等運営業務に係る企画提案書作成要領に定めるとおり。

5 プレゼンテーション

提出された提案書について、令和4年8月1日(月)にプレゼンテーションを実施いただく。時間及び場所については、対象者に別途連絡する。

6 失格

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格となる場合がある。

(1) 第2の資格がない者が企画提案書を提出した場合

(2) 見積限度額を越える提案をした場合

(3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 企画提案書に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合

(6) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

(7) 作成要領に示した企画提案書の作成方法に適合しない場合

(8) その他不正な行為があった場合

7 その他

(1) 企画提案書の作成・提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出のあった企画提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、提案のあった内容については、事務上の参考にすることがある。

(3) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

第4 契約等

1 契約の相手方の候補者の選定

(1) 選定方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、次の評価基準に従い、「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式・京都環境文化学術フォーラム開催等運営業務委託に係る意見聴取会議における各委員の意見を参考に企画提案書を評価し、その結果に基づいて本委託契約の相手方候補者を選定する。

- ア 本業務に対する提案者の認識
- イ 本業務の実施内容
- ウ 業務実績等
- エ 所要経費の見積り

(2) 選定結果の通知

令和4年8月3日（水）を目処に、すべての提案書提出者に対し、通知する。

2 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

- (1) 提案者が第2の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

3 契約手続

- (1) 契約交渉の候補者として選定された者と事務局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、この場合は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

4 契約締結までのスケジュール（予定）

① 募集要項公表	令和4年7月8日（金）
② 説明会	令和4年7月13日（水）
③ 質問受付期間	令和4年7月13日（水）～18日（月）
④ 質問回答	令和4年7月19日（火）
⑤ 提案書等の受付期限	令和4年7月27日（水）
⑥ プレゼンテーション	令和4年8月1日（月）
⑦ 最優秀提案の選定	令和4年8月2日（火）
⑧ 結果通知	令和4年8月3日（水）
⑨ 契約の協議、契約の締結	令和4年8月上旬

第5 業務実施上の留意点について

1 業務の履行期間

契約の日から令和5年1月31日（火）まで

2 知的財産権等の取扱い

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して発注者が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報等は除く。）を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に発注者の承認を得ることとする。

(2) 著作権の取扱い

ア 著作権の帰属

本契約の履行過程で生じた著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウは発注者に帰属し、発注者が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は本契約履行過程で生じた著作権又はノウハウを自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、発注者と別に定める使用契約を締結するものとする。

なお、受託者は著作物に関して一切の著作者人格権を主張しないこととする。

イ 第三者が権利を有する著作物の取扱い

成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 工業所有権の取扱い

本契約において生じた工業所有権の取扱いは、次によるものとする。

なお、工業所有権が発生しない場合は、書面によりその旨を発注者に報告するものとする。

ア 工業所有権の帰属

本契約を実施することによって新たに発生した工業所有権は、発注者に帰属するものとする。

イ 第三者の工業所有権等の実施

受託者は、第三者の工業所有権又はノウハウを実施又は使用するときは、その実施又は使用に対する一切の責任を負うものとする。

ウ 第三者との紛争の処理

本契約に基づく作業及び成果物に関し、第三者との間に工業所有権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において一切を処理することとする。発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、

必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

3 その他

- (1) 発注者から提供した資料・情報及び受託の中で知り得た情報の秘密保持のために、機密保持事項について契約等を締結するものとする。
- (2) 受託者の責めによる事務の遅れ等によるリスクは、受託者の負担とする。
- (3) 本実施要領に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。

第6 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会事務局・京都環境文化学術フォーラム事務局

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府府民環境部脱炭素社会推進課(担当 森)

電話番号 075-414-4830

E-mail : datsutanso@pref.kyoto.lg.jp